

## 入札参加申請書類作成上の注意について

- 1 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(様式第1号JV用)については袋とじはせず、添付書類とともにそのまま持参すること。(作成部数は1部)
  
- 2 建設工事入札参加資格申請書(特定建設工事共同企業体)及び特定建設工事共同企業体協定書については、下記の順序で左袋綴じし、各構成員の割印を押印したものを提出すること。(作成及び提出部数は、**2JVは3部**、**3JVは4部**、**4JVは5部**。但し特定建設工事共同企業体協定書について市提出分は写しでも可とする。)
  - (1)建設工事入札参加資格申請書(特定建設工事共同企業体)
  - (2)特定建設工事共同企業体協定書
  - (3)各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し  
(最新のものとする)
  
- 3 建設業許可通知(写し)は構成員全員分を袋とじはせず、添付書類とともにそのまま持参すること。